

坂出港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成27年2月

坂出港港湾管理者

坂 出 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年10月 坂出港地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成20年2月 坂出港地方港湾審議会

の議を経た坂出港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 水域施設計画	3
3 臨港交通施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地利用計画	5
港湾の効率的な運営に関する事項	6

変更理由

- 1 船舶の大型化に対応した効率的な輸送の実現を図るため、東運河地区において、公共埠頭計画、水域施設計画を変更する。
- 2 社会情勢の変化に適応した道路の利用を図るため、西運河地区において、臨港交通施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 3 港湾における物流サービス水準を向上させるため、港湾の効率的な運営について定める。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

[公共埠頭計画]

東運河地区

船舶の大型化に対応し、鋼材等の内貿貨物を効率的に取り扱うため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m [既設の変更計画]

水深 4.5 m 岸壁 6 バース 延長 480 m [既設の変更計画]

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

既設

水深 4.5 m 岸壁 9 バース 延長 580 m

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

泊地

東運河地区 水深 5.5 m 面積 1 h a [新規計画]

3 臨港交通施設計画

社会情勢の変化に適応した道路の利用を図るため、以下の臨港交通施設を廃止する。

[臨港交通施設計画]

道路

既設

臨港道路西運河線

起点 西運河地区 終点 県道33号 2車線

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応して、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
中央ふ頭・ 西運河地区	(8) 8	(12) 12	(2) 2	 1	(3) 3	(25) 25

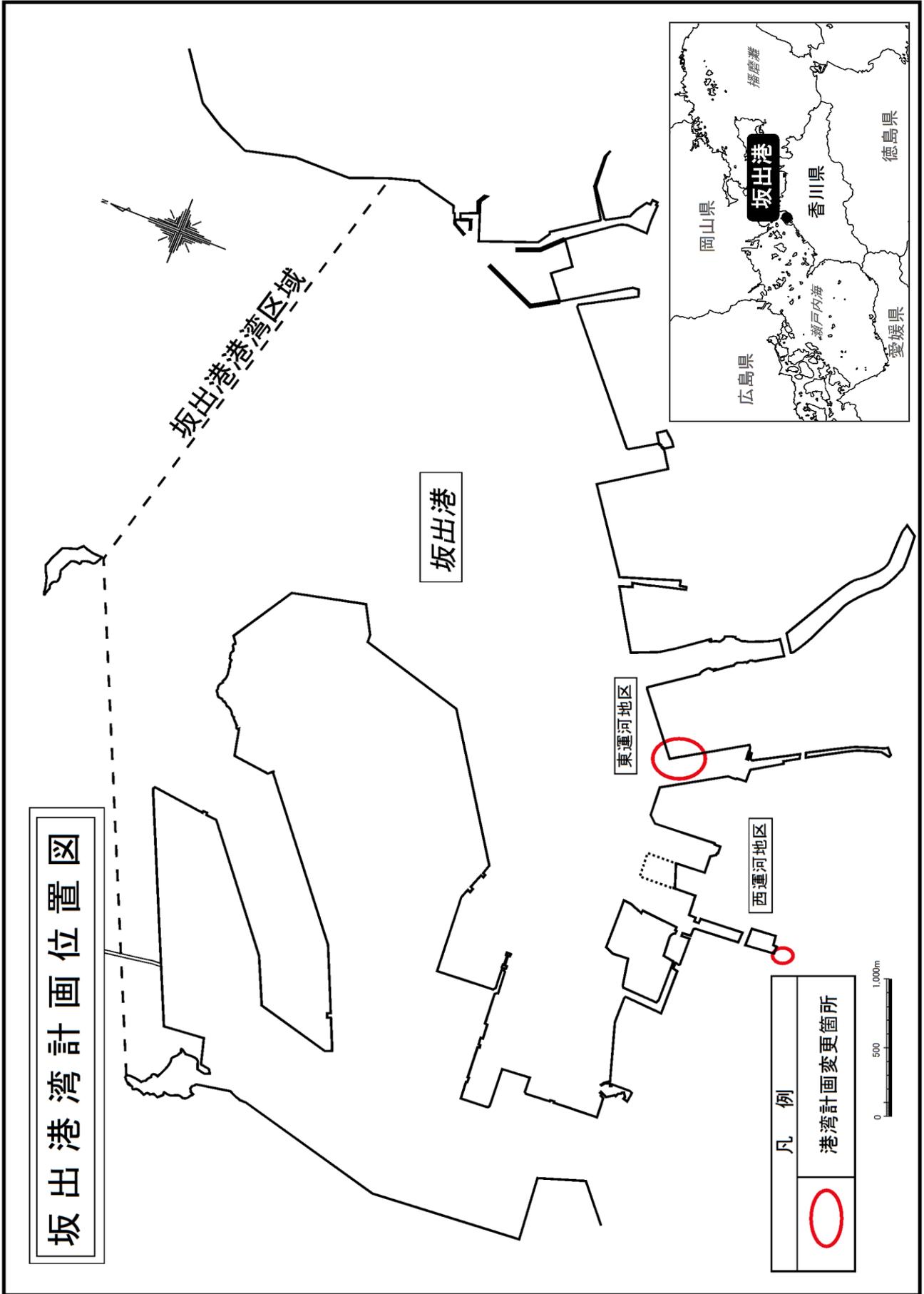
注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内数の和は必ずしも合計とならない。

注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

港湾の効率的な運営に関する事項

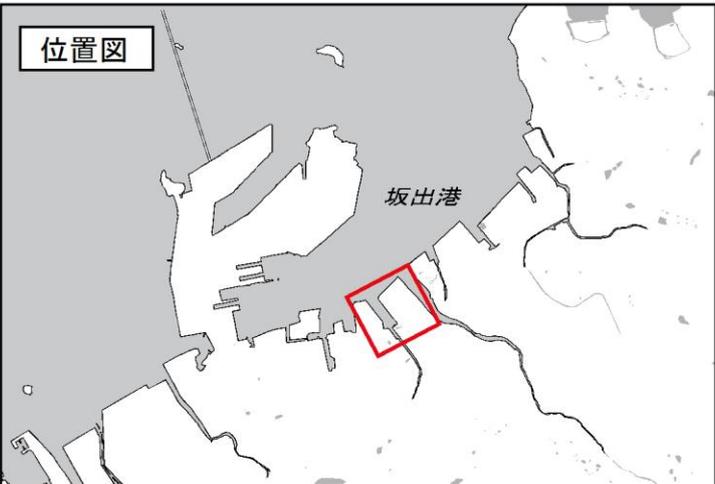
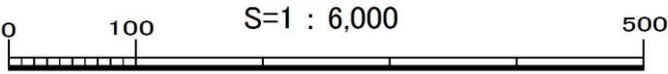
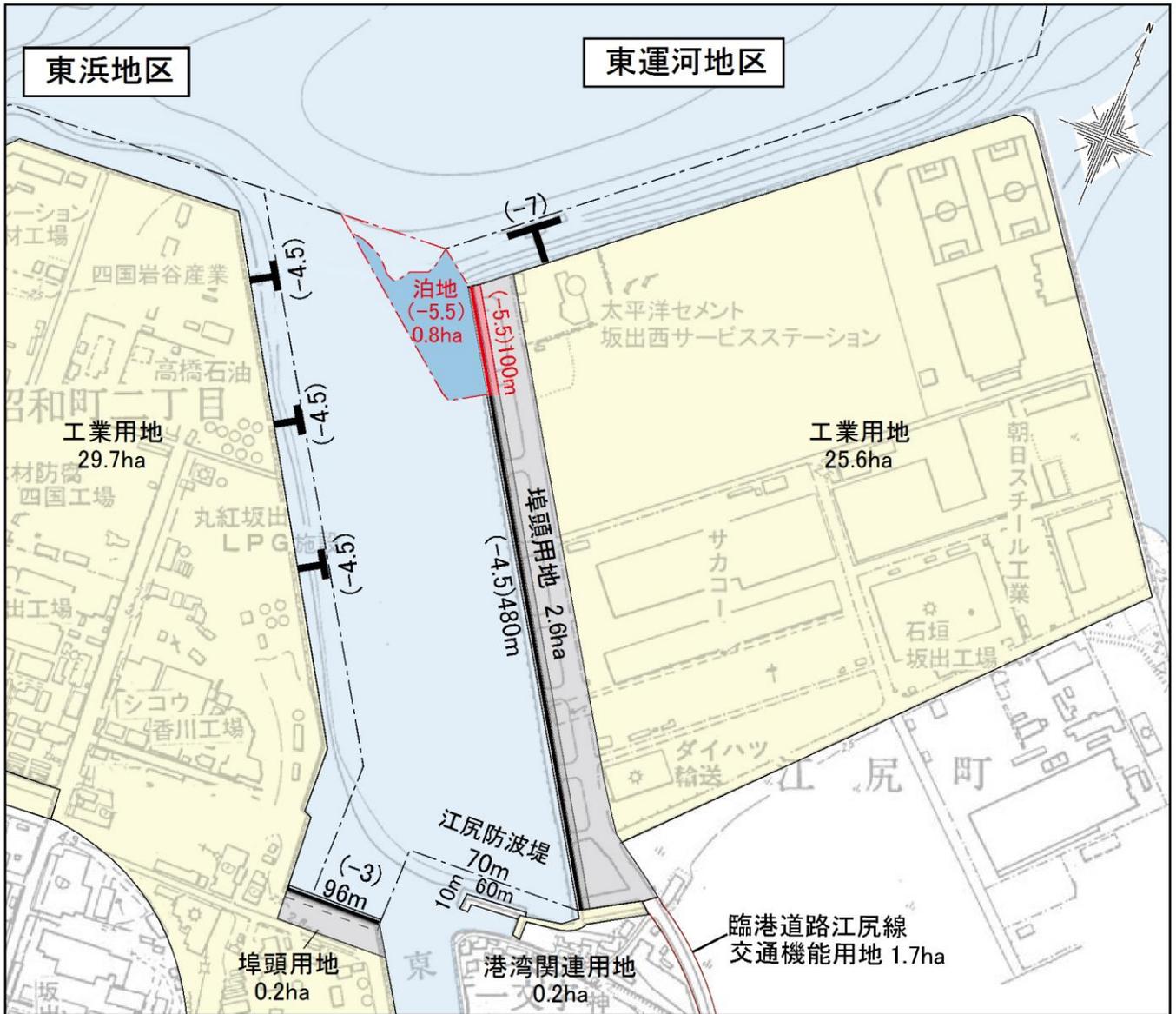
坂出港において、港湾の更なる利用促進を図るため、瀬戸大橋や四国横断自動車道と接続する地理的条件を活かし、輸送の効率性や利便性の向上を目指す。また、臨海工業地帯や背後地域の多様な物流需要に対応するため、港湾の適切な利用調整を行うとともに、利用者のニーズを的確に把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。



坂出港港湾計画位置図

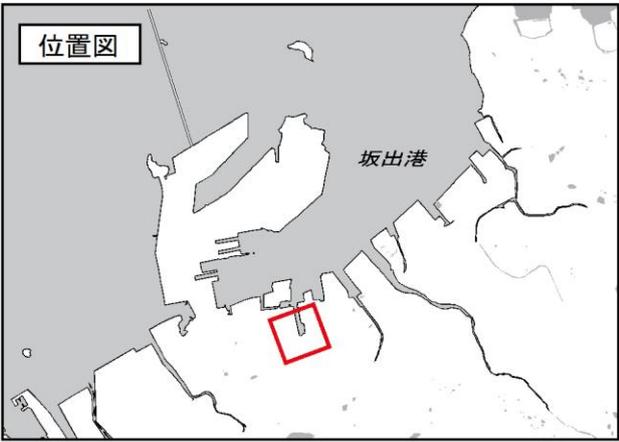
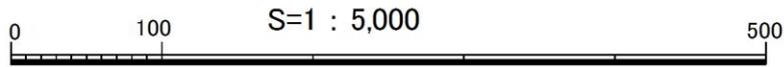
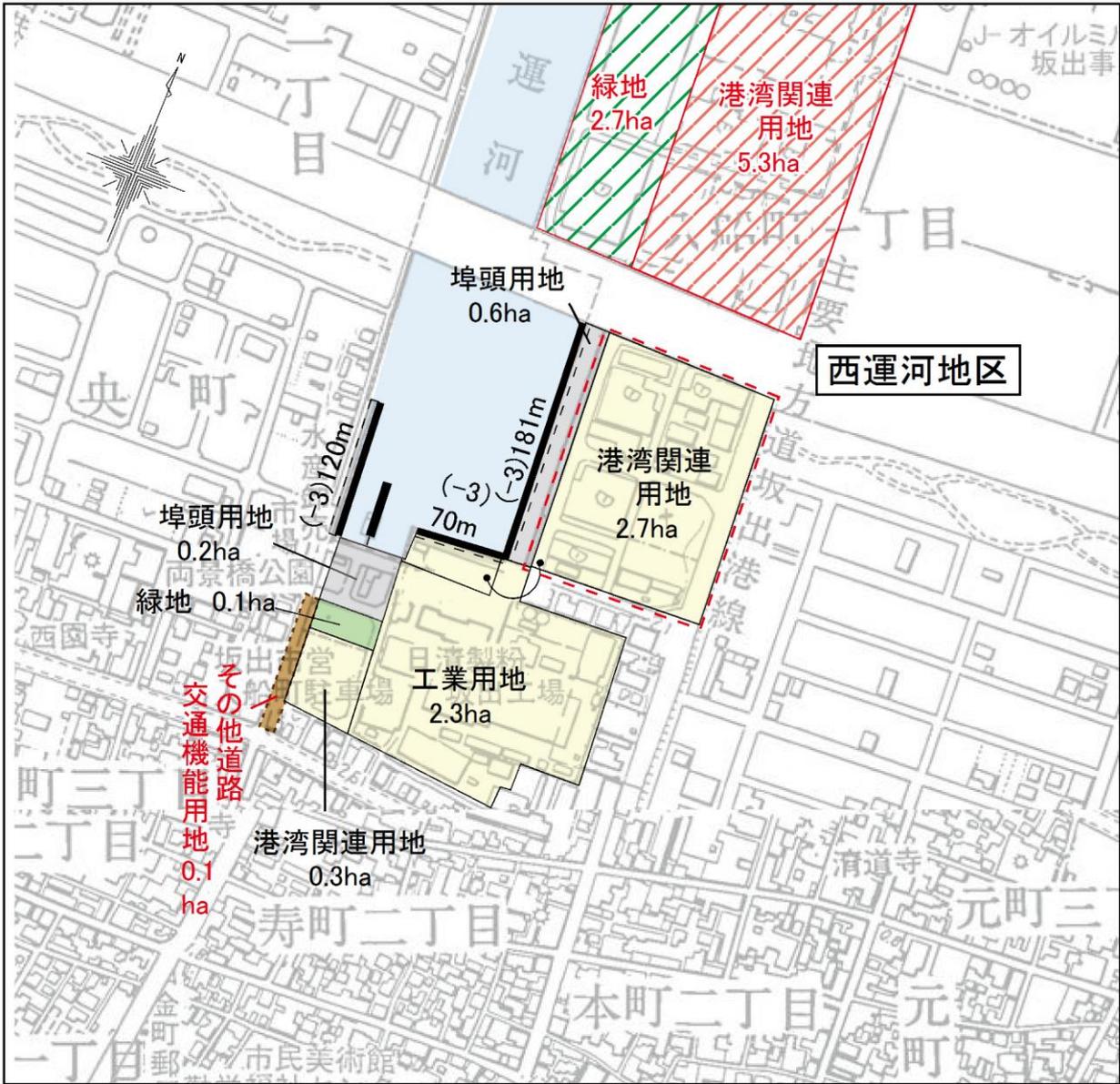
凡例	
	港湾計画変更箇所

坂出港港湾計画図



凡 例		
	航路・泊地	(今回計画)
	外郭施設	(既設)
	公共岸壁	(今回計画)
	公共物揚場	(既設)
	ドルフィン	(既設)
	交通機能用地(臨港道路)	(既設)
	埠頭用地	(既設)
	その他の用地	(既設)

坂出港港湾計画図



凡 例		
—	公 共 岸 壁	(既 設)
—	公 共 物 揚 場	(既 設)
—	小 型 棧 橋	(既 設)
T	ド ル フ ィ ン	(既 設)
/ / /	緑 地	(既定計画)
—	緑 地	(既 設)
■	交通機能用地(その他道路)	(今回計画)
■	埠 頭 用 地	(既 設)
/ / /	そ の 他 の 用 地	(既定計画)
—	そ の 他 の 用 地	(既 設)
- - -	利用の見直しの検討が必要な区域	